

系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて

令和7年9月25日

都市環境整備課

このことについて、国土交通省都市局都市計画課長からの技術的助言（令和7年4月8日付国都計第7号）を受けて、次のとおり取扱うこととするので、適切な事務処理をしてください。

系統用蓄電池のうち、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するもの（少量であっても該当する）は、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当するものとする。